子育て応援団

取扱科目		定期預金
商品名		子育て応援団
販売期間		平成２０年７月１日（火）～ ※　金利情勢等の変化により、募集を終了させていただくことがございますのでご了承下さい。
販売対象		個人のお客様で２２歳未満のお子様（扶養家族）がみえる方。 但し、ご夫婦の場合いずれか１名様に限らせていただきます。
期間		１年、２年、３年 満期日が２２歳到達日以前とさせていただきます。 預入時のお申し出により元金継続、元利金継続および継続なしの取り扱いができます。
預入方法	預入方法	一括預入 通帳式定期預金のみのお取り扱いとなります。
	預入金額	２０万円以上５００万円以内 複数口の場合、お一人様５００万円以内の預入とさせていただきます。
	預入単位	１円単位
払戻方法		満期日以後に一括してお支払いします。
利息	適用金利	お子様の人数により、契約金額に応じて、お申込み時のスーパー定期預金及びミニスーパー定期預金の店頭表示金利に次のように上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。 固定金利 ２２歳未満のお子様が１人～２人の場合 … 年利回り０．０８％上乗せ ２２歳未満のお子様が３人以上の場合　 … 年利回り０．１０％上乗せ 自動継続後の利率は、契約金額に応じて、継続日におけるスーパー定期預金およびミニスーパー定期預金の店頭表示の利率を適用します。 ※　金利情勢等の変化により、適用金利を変更させていただくことがございますのでご了承下さい。
	利払方法	お預入れ期間１年、お預入れ期間３年で中間利払を行わないものは、満期日以後に一括してお支払いします。 お預入れ期間２年、お預入れ期間３年で中間利払を行うものは、中間利払日（預入日から満期日の１年前の応答日までの間に到来する預入日の１年毎の応答日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日にお支払いする利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×７０％、小数点第４位以下切捨て）により計算します。
	計算方法	お預入れ期間３年で中間利払を行わないものは、付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算（円未満切捨て）で、６ヶ月毎の複利計算により算出します。 お預入れ期間３年未満、お預入れ期間３年で中間利払を行うものは、付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算（円未満切捨て）により算出します。 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

	税金	利息に対し２０％（国税１５％、地方税５％）の源泉分離課税が適用されます。（マル優ご利用の場合は非課税） ※　平成２５年１月１日から平成４９年１２月３１日までの２５年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、２０．３１５％の源泉分離課税（国税１５．３１５％、地方税５％）となります。
	金利情報の入手方法	窓口へお問い合わせ下さい。
手数料		必要ございません。
付加できる特約事項		マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用いただけます。
中途解約時の取り扱い		お預入れ期間３年で中間利払を行わないもので、満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨てます。）および預入日から解約日の前日までの日数により６ヶ月毎に複利計算した利息とともにお支払いします。 お預入れ期間３年未満、お預入れ期間３年で中間利払を行うもので、満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）および預入日から解約日の前日までの日数により計算した利息とともにお支払いします。 ※　中間払利息をお支払済の場合は、上記利率により算出した支払利息と中間払利息との差額を清算します。 　中間払利息をお支払済のものを中途解約する場合、中間払利息の合計額が中途解約利息により計算した利息額を上回ることがあります。 　こうした場合には、中途解約利率により計算した利息額以上に支払われた金額について、中途解約時にお返しする定期預金元金から清算（中途解約時にお返しする定期預金元金が、預入時の定期預金元本を下回る場合があります）させていただきますが、元本割れではございませんのであらかじめご了承下さい。 ○　契約期間が３年未満のもの 　①　預入日から解約日の前日までの日数が６ヶ月未満 　　解約日における普通預金の利率 　②　預入日から解約日の前日までの日数が６ヶ月以上１年未満 　　約定年利回り×５０％（小数点第４位以下は切捨てます。） 　③　預入日から解約日の前日までの日数が１年以上３年未満 　　約定年利回り×７０％（小数点第４位以下は切捨てます。） ○　契約期間が３年のもの 　①　預入日から解約日の前日までの日数が６ヶ月未満 　　解約日における普通預金の利率 　②　預入日から解約日の前日までの日数が６ヶ月以上１年未満 　　約定年利回り×４０％（小数点第４位以下は切捨てます。） 　③　預入日から解約日の前日までの日数が１年以上１年６ヶ月未満 　　約定年利回り×５０％（小数点第４位以下は切捨てます。） 　④　預入日から解約日の前日までの日数が１年６ヶ月以上２年未満 　　約定年利回り×６０％（小数点第４位以下は切捨てます。） 　⑤　預入日から解約日の前日までの日数が２年以上２年６ヶ月未満 　　約定年利回り×７０％（小数点第４位以下は切捨てます。） 　⑥　預入日から解約日の前日までの日数が２年６ヶ月以上３年未満 　　約定年利回り×９０％（小数点第４位以下は切捨てます。）

苦情処理措置・ 紛争解決措置	○　苦情処理措置 　ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。 【窓口　　：益田信用組合　業務推進部】 　受付日　：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 　受付時間：午前９時～午後３時 　電話　　：０５７６－２５－２００９ 　なお、苦情等対応手続については、店頭に掲示しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 　ホームページアドレス　http://www.masushin.jp ○　紛争解決措置 　東京弁護士会　紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会　仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会　仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務推進部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 　なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 　①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 　②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 　※　移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【窓口　　：一般社団法人全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】 　受付日　：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 　受付時間：午前９時～午後５時 　電話　　：０３－３５６７－２４５６ 　住所　　：〒１０４－００３１　東京都中央区京橋１－９－１
その他参考となる事項	証書式定期預金の取り扱いはできません。 総合口座への組み入れはできません。 本商品は預金保険制度の対象預金であり、１金融機関につき預金者１人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本１，０００万円までとその利息等が保護されます。 詳細につきましては、自由金利型定期預金（M型）規定および自動継続自由金利型定期預金（M型）規定をご覧下さい。

（２０２６年２月４日現在適用中）

益田信用組合